

部局名	都市整備部	所属名	都市整備課	所属長名	榊原 隆夫	電 話	483-1151 内線3530
-----	-------	-----	-------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	3687		事務事業名称	市街地整備推進事業					短縮コード	経常	3687	臨時	3333
予算区分	会計	01	一般会計	款	08	土木費	項	04	都市計画費	目	02	都市整備費	
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他			根拠法令等		土地区画整理法，西八千代北部地区内の都市計画道路整備事業に係る負担に関する協定 都市マスタープラン							
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
・本地区(西八千代北部特定区画整理事業)において，健全かつ良好な居住環境を有する市街地の形成を目的に都市基盤整備を行うため，平成14年1月18日に都市基盤整備公団施行として土地区画整理の事業認可を取得し，その後，平成16年7月1日に都市基盤整備公団から独立行政法人都市再生機構に移行し，現在施行中。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測				総合計画の施策体系	5本の柱（章）	04	快適生活空間都市をめざして						
都市計画決定から事業認可までの年月が長く経過してしまい，地権者（特に農地所有者）から早期完了を望まれている。 平成20年度から本格的に工事を行い平成25年度末事業完了を目指し，現在，埋蔵文化財調査・事業計画変更手続等を実施している。					大項目（節）	06	市街地整備						
					中 項 目	01	市街地整備						
					小項目（施策）	02	土地区画整理事業の推進						
					細 項 目	01	新市街地の整備						
実施計画の計画事業	4602	西八千代北部特定土地区画整理事業											
計画事業の位置付けの有無			☐	計画事業期間		平成11年4月 ～ 平成20年3月		計画事業費		千円			

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	・土地区画整理事業の対象地域（新市街地ゾーン）									
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成18年度に実際に行ったこと： ・土地区画整理法に基づく指導，技術援助，助言，問い合わせ対応 ・施行区域内での建築物，その他工作物の新築，改築又は増築の許可 ・道路工事，調査設計の補助事業負担金									
	※平成19年度に計画していること： ・土地区画整理法に基づく指導，技術援助，助言，問い合わせ対応 ・施行区域内での建築物，その他工作物の新築，改築又は増築の許可 ・道路工事，移転補償，調査設計の補助事業負担金									
意図 （何を狙っているのか）	・宅地の供給と市街地及び公共公益施設の整備									
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	入力対象外									
区 分					単位	17年度	18年度		19年度	
						実績	計画	実績	計画	
対象指標	指標1	土地区画整理事業対象面積	h a	23.9	31	28	38			
	指標2									
	指標3									
活動指標	指標1	整備済み面積/整備計画認可済み面積	%	17	22	19	27			
	指標2									
	指標3									
成果指標	指標1	無秩序な市街化が防止できた面積－区画整理実施面積/要区	%	17	22	19	27			
	指標2									
	指標3									
上位成果指標	指標1	市街地の整備・誘導が適切に図られていると感じている市民	%			39.3				
	指標2	土地区画整理事業施行済み面積	ha			218				
	指標3									

コード	3687	事務事業名称	市街地整備推進事業				所属名	都市整備課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続			市街地の整備を計画的かつ効率的に進めるため、事業を継続しなければならない。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☐ 廃止								
☐ 休止								
☒ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			現在，事業継続中であるため成果・コスト共に変わらない。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☐		
			不 変	☐	☒	☐		
			低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
石神谷津地区に対して，自然環境を保全する要望が再三意見として出されている。（自然保護団体及び市民の要請に対して，既に，環境影響評価に反映されている）									

所属長コメント	この市街地整備推進事業は，(独)都市再生機構の施行による西八千代北部特定土地区画整理事業を推進することにより，公共施設整備と土地利用の増進による健全で良好な市街地の形成を図るものである。 この事業が実施されることにより，スプロールを防止し，良好な市街地整備がなされるとともに，幹線道路及び近隣公園などの公共施設の整備がなされ，都市機能の著しい向上がもたされることから，市として重要な事業である。 これまでは，工事が進んでいない状況であったが，平成19年度中に都市計画変更手続き及び事業計画変更手続きを終了させ，平成25年度までに事業の完了させるべき，本格的な工事が出来るよう，市として積極的な取組みを行っていくことになる。								
評価調整委員会意見	☐ 改革改善して継続			担当課の評価のとおり，現状のまま継続とする。					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☐ その他									
☐ 廃止									
☐ 休止									
☒ 現状のまま継続									